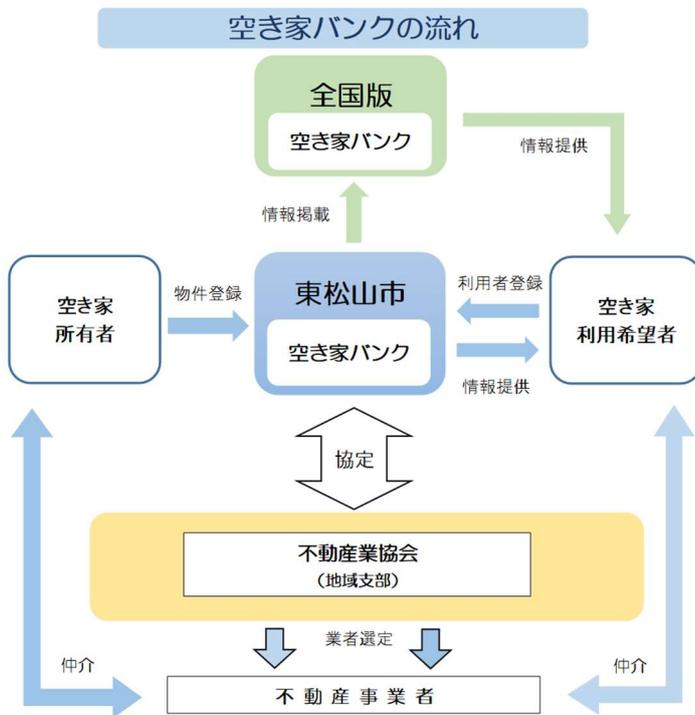


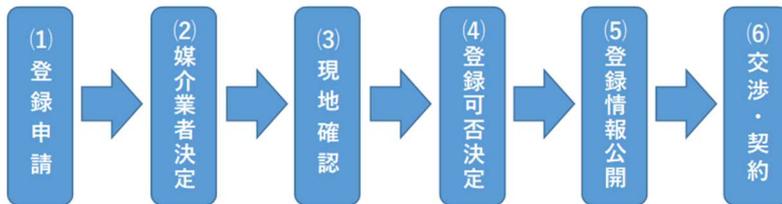
# 東松山市空き家バンク 登録のご案内

## 1. 空き家バンクとは

空き家バンクとは、空き家の売却や賃貸を希望する所有者に空き家を登録してもらい、市がホームページや全国版空き家バンクなどを通じて情報提供することで、空き家の利用（購入・賃貸）を希望する方とのマッチングを行う制度です。



## 2. 登録の流れ



### (1) 登録申請

空き家バンクに登録を希望する方は、必要書類を添付し申請書を提出します。

### (2) 媒介業者決定

媒介業者は、公営財団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部の会員から選定されます。媒介業者決定後、市から空き家所有者に通知します。

### (3) 現地確認

空き家所有者、媒介業者及び市の3者で現地確認を行います。

### (4) 登録可否決定

市が登録の可否を決定し、空き家所有者に通知します。

### (5) 登録情報公開

登録した空き家を市のホームページや全国版空き家バンクなどで公開します。

### (6) 交渉・契約

空き家の利用（購入・賃貸）を希望する方が市に利用申込書を提出します。市は、利用申込書の提出があったことを媒介業者に通知します。通知を受けた媒介業者は、空き家所有者と空き家利用者との交渉・契約を媒介します。

※市は、交渉や契約に直接関与しません。

### 3. 登録申請のご案内

- 登録できる空き家  
→個人が東松山市内に所有する住宅及びその敷地
- 登録申請ができる方  
→空き家に係る所有権その他の権利を有し、空き家の売却や賃貸を行うことができる方
- 登録の有効期間  
→3年間（登録の更新が可能です。）
- 登録に要する費用  
→無料（なお、契約が成立した場合には、媒介業者に法律で定められた媒介報酬を支払う必要があります。）

#### 【申請書類】

空き家バンクに登録を希望する方は、以下の書類を提出してください。

- 空き家バンク登録（更新）申請書（様式第1号）
- 空き家バンク登録カード（様式第2号）
- 所有者等であることが確認できる書類

※物件によっては登録できない場合があります。

### 4. 空き家バンクのメリット

#### ①登録した空き家を広く周知することができる

空き家バンクに登録した空き家を市のホームページや全国版空き家バンクなどで公開することにより、広く周知することができます。そのため、空き家バンクに登録された物件は高い確率で成約されています。



売却希望物件一覧  
【市HP】



賃貸希望物件一覧  
【市HP】



全国版空き家バンク  
【アットホーム】



全国版空き家バンク  
【ホームズ】

#### ②媒介する業者の選定がスムーズに行える

市では、公益財団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部と協定を締結しています。空き家所有者と空き家の利用を希望する方の交渉や契約については、協会が協会の会員である業者を選定し、当事者間の媒介を行います。

※市は、交渉や契約に直接関与しません。

#### ③市外から移住される方が空き家を利用（購入・賃貸）する場合は、補助金制度があります

空き家バンクに登録された空き家を市外から移住する方が利用（購入・賃貸）する場合は、補助金制度があります。



移住促進空き家利活用補助金  
交付制度【市HP】

#### 【申請・問合せ先】

東松山市役所 都市計画部住宅建築課  
TEL0493-21-1464  
FAX0493-24-8857